

＝美濃加茂農業振興地域整備計画の変更申請に当たって＝

農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律（通称：農振法）」に基づき、将来の農業の振興を図るために策定される計画です。

この計画において、都道府県は、その都道府県内において農業の振興を図る区域として「農業振興地域」を定めています。また、市町村は、その区域内に優良な農地や地域の特性に応じて保護すべき農地など、農用地等として使用すべき土地の区域を農用地区域として定め、土地の表示（地番）ごとに「農地（田・畑）」、「採草放牧地」、「混牧林地」、「農業用施設用地（農業用倉庫、牛舎、栽培施設等）」と農業上の用途区分を指定し、指定された用途以外の目的で土地を利用できないよう制限しています。

そのため、指定された用途以外の目的で土地を利用したい場合は、農業振興地域整備計画を変更する手続きが必要となります。

◇農業振興地域整備計画の変更の手続きが必要な場合

- * 「用途区分の変更」 (例) 「農地」の用途区分の土地に農作業機器を入れる農業用倉庫を設置するために、用途区分を「農業用施設用地」に変更する場合
- * 「農用地区域への編入」 (例) 「山林」を切り開いて大規模な採草放牧地として整備し、「採草放牧地」として農用地区域へ編入する場合
- * 「農用地区域からの除外」 (例) 「農地」に農家の後継者の住宅を建設する目的で、「農用地区域」から除外する場合

◇農業振興地域整備計画の変更申請の受付について

美濃加茂市では、農業振興地域整備計画の変更を年2回行っています。

農業振興地域整備計画の変更申請の受付日等は、次のとおりです。

毎年6月と12月の市役所開庁日 *受付時間：午前8時30分から午後5時15分

申請書類は直接、市農林課へ提出してください。

(郵送、Eメールなどといった方法による提出は受け付けません)

◇農業振興地域整備計画の変更のスケジュールについて

◎受付した農業振興地域整備計画の変更申請は、一括して「法令等の審査」、「地区協議」、「関係機関への意見聴取」、「市全体協議」、「県協議」といった審査、協議等を行います。

◎これらの審査・協議等を経て農業振興地域整備計画の変更案がまとまるまでに、1年近く要します。

この変更案を公告した際に、申請された方に対し『変更が認められる見込みである』旨の通知を送付いたします。通知を受け取りましたら、農地法（農地転用の許可申請）の書類作成等、事業計画のための準備を進めてください。なお、農地法の申請書類の受付ができるのは、農業振興地域整備計画の変更が決定した日以降となります。

(注) 変更案は、公告日から30日間縦覧した後、変更案に対する異議の申出期間として15日間設けます。

その際、異議の申し出を受付したときは農業振興地域整備計画の変更の決定が遅れます。

※『変更申請を提出すれば認められる』という訳ではありません。

※提出書類等を審査した結果、説明等に不足がある場合は、追加書類の提出をお願いします。

※審査・協議の結果、事業計画が認められない場合があります。

問い合わせ

市産業振興部農林課 農業振興地域整備計画（農振）担当

電話 0574-25-2111 内332・391